

社会福祉法人さくら福祉会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人さくら会の役員及び評議員等の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

(理事会及び評議員会の出席報酬等)

第3条 理事及び監事が理事会に出席したときの報酬は、会議の所要時間が2時間までの場合は3,000円とする。1時間増加で1,000円を追加する。また、同日にあわせて法人の業務を行った場合でも、その報酬は支払わないものとする。

2 評議員が評議員会に出席したときの報酬は、会議の所要時間が2時間までの場合は3,000円とする。1時間増加で1,000円を追加する。また、同日にあわせて法人の業務を行った場合でも、その報酬は支払わないものとする。

3 交通費は、実費を支給する。

(役員の勤務報酬等)

第4条 理事長の報酬は、月額100万円以下とする。

附 則

この規程は、平成28年12月1日より適用する。